

令和6年度県内企業グローバル人材活用支援事業業務委託企画提案募集要領

1 企画提案募集の概要

県では、県内企業への留学生等の就職の促進を図るとともに、高度外国人材による海外展開やインバウンドの受入れ等を希望する企業を支援するための企画提案を募集します。

2 事業概要

受託者は、上記目的を達するため、以下の事業を実施する。

なお、詳細は別添仕様書のとおりとする。

(1) 留学生等に対する支援

- ・留学生等が県内企業への定着に繋がるよう、企業説明会及び個別面談を実施すること。

- ・県内企業の企業見学・企業社員との交流体験を実施し、留学生等の定着を促す取り組みを実施すること。

(2) 県内企業に対する支援

- ・留学生等を雇用するために必要な基礎的な知識（出入国管理制度や雇用管理等）を習得するためのセミナーを実施すること。

- ・インターンシップ・企業見学会等が実施できるよう支援すること。

(3) その他

- ・留学生等を採用活動の対象とする県内企業の開拓を行うこと。

- ・留学生等の採用実績等を把握すること。

3 募集する対象者

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4等の条件に該当しない者であること。（詳細は「10 受託者の範囲」に記載）

(2) 職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第10項に規定される職業紹介事業者であること。

4 履行期限

令和7年3月31日（月）

5 委託契約に係る事業費

3,129千円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

6 企画提案書の記載内容等

(1) 提案する事業計画の内容

①事業概要

- ・事業実施期間

- ・実施しようとする内容などを具体的に記載してください。

※下記審査のポイントを踏まえて記載すること。

②事業スケジュール

③事業費内訳書（実施しようとする事業費の総額及び内訳）

(2) 企画提案の審査のポイント

評価項目	審査項目
基本理解	事業の趣旨・内容を正しく理解しているか。
事業内容	提案された内容は、効果的に事業の目的を達成しうるものとなっているか。 <主な審査ポイント> ① 計画的に企業説明会や個別面談を実施しているか。 ② 県内企業の企業見学・企業社員との交流体験は、幅広い留学生等を対象としているか。 ③ 留学生等を雇用するために必要な基礎的な知識を習得するためのセミナーが実施されているか。 ④ インターンシップ・企業見学会等の実施に向けた計画を作成しているか。 ⑤ 県内企業を開拓できる内容となっているか。 ⑥ インターンシップ・企業見学会等の状況や留学生等の採用実績等が把握できる内容になっているか。
実施計画	提案された実施計画（実施体制、スケジュール等）は、無理のない現実的なものとなっているか。
必要経費	必要な経費が適切に計上されているか。

7 企画提案書の提出等

(1) 提出期限及び提出方法

提出期限：令和6年5月22日（水曜日）午後5時必着

※ 提出期限を過ぎて到着した書類は受け付けられません。

(2) 提出書類及び提出部数

①応募書（様式第1号）（1部）

②企画提案書（5部）

③会社概要

・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）発行から3か月以内のもの（1部）

・定款・規約（1部）

・会社等概要書（1部）

（経営理念・方針，現在の事業内容，組織体制（組織図等））

④決算書の写し（1部）

（直近2期分の貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費，製造原価報告書を含む）等）

⑤誓約書及び役員名簿（様式第2号）（1部）

受託者の要件（「10 受託者の範囲」の(2)）について，鹿児島県警察本部に照会するため使用します。但し，鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は役員名簿については提出する必要はありません。

⑥見積書（１部）

各積算項目の単価及び数量内訳を記載し、すべての費用を積算すること。

なお、提案に当たっては、上記「５ 委託契約に係る事業費」を上限として積算すること。

⑦職業紹介事業許可証（許可の有効期間内であるもの）の写し（１部）

⑧その他

必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 委託業務に係る今後のスケジュール

- | | |
|--------------------|--------------|
| ① 企画募集開始 | 令和6年5月8日（水） |
| ② 企画提案の質問受付期限 | 5月15日（水）午後5時 |
| ③ 質問回答の県ホームページへの掲載 | 5月16日（木） |
| ④ 企画提案書等提出期限 | 5月22日（水）午後5時 |
| ⑤ 受託事業者決定 | 5月下旬 |

(4) 応募に係る質問について

質問については、別添「質問書」（様式第3号）により、FAXまたはE-mailで受け付けます。送信後に必ず電話確認を行ってください。

企画提案書や質問書については「12 提出・問合せ先」へ提出ください。

質問受付期限は上記(3)②のとおり。

質問に関する回答は、質問者に対して、上記(3)③までにE-mailにて行い、県ホームページにも掲載します。

8 企画提案に係るその他の留意事項

- (1) 企画提案書の提出は1社につき1案に限ります。
- (2) 企画提案書等の規格はA4版とします。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないこととし、提出後の修正は認めません。
- (4) 企画提案書等は受託者選定作業等必要な範囲において複製することがあります。
- (5) 企画提案書等の著作権は当該企画提案者に帰属します。
- (6) 採用された企画提案書等の使用権は鹿児島県に帰属します。
- (7) 企画提案書等の作成及び審査会の審査に関する経費は企画提案者の負担とします。
- (8) 作成された資料等の著作権及び著作権は鹿児島県に帰属します。

9 受託者の決定方法

- (1) 県は、提出された企画提案について総合的に評価し、特に内容が優れた企画提案書を提出した応募者を契約の相手方の候補者として決定します。

委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合、または、提出書類に虚偽の記載がされていた場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次順位以降の者を繰り上げて、協議のうえ契約します。

- (2) 応募が1事業者のみであった場合又は、審査の結果同点となった事業者が2者以上あった場合は、選定委員会で協議のうえ報告します。
- (3) 審査結果についての異議申し立ては、一切受け付けません。
- (4) 受託者決定後は、県と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一

部を修正または変更する場合があります。

(5) 受託者として決定する旨の通知を受けた場合の契約手続き等については、次のとおりです（詳細については、決定の通知後別途連絡します）。

①契約の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とします。

②契約保証金

鹿児島県契約規則第33条第9号の規定により、契約保証金の納付は免除します。

③委託契約額

県は受託企業等に対し、委託事業に要する経費を委託料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）として支払うものとします。

10 受託者の範囲

民間企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等で、次に掲げる条件に該当しないもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者

①当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

②鹿児島県との契約等において次のアからカまでのいずれかに該当すると認められる者でその者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないとされた者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員
の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオにより一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結
又は履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する者

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められる者

イ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者（以下「法人役員等」という。）、法人格を有しない団体にあっては代表者、理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはその者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下同じ。）が、鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下この号において「暴力団員

等」という。)であると認められる者

ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められる者

エ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用してしていると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用してしていると認められる者

(3) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続を行っている者。また、経営状態が著しく不健全である者

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者

(5) 県税を滞納している者

11 その他

(1) 委託事業の取組状況や成果等については、県のホームページ等で公開する場合があります。

(2) 契約から支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了年度の翌年度から起算して5年間保管すること。

(3) 事業を実施するに当たり、鹿児島県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。

12 提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県商工労働水産部外国人材政策推進課

外国人材確保推進係

TEL : 099-286-3080 FAX : 099-286-3599

E-mailアドレス : g-kakuho@pref.kagoshima.lg.jp